

安保・有事法制における 市民や自治体の「協力」と 今後の課題

新潟市議会議員 中山均
（緑の党政策部／自治体議員立憲ネットワーク）
（2016/4/20）

連絡・問い合わせ先：nakayama@jca.apc.org

はじめに

- 日米ガイドラインの改定、集団的自衛権の閣議決定から安保法制の制定に至る手続きの違憲性や不当性、海外に派遣された自衛隊員のリスクなどの問題については多くの批判や指摘がある。
- 一方、この法制によって市民や自治体・地域にどのような影響をもたらすか、具体的な議論は充分ではない。
- 有事の際に発動されうる安保・有事法制全体において、「地方公共団体」「市町村」や「国民」の位置づけやその役割がどのようなになっているか、あらためて分析するとともに、教訓となる歴史的事例や最近のエピソードなどを紹介する

◆国際平和支援法案

自衛隊が海外で米軍や他国軍を後方支援する

後方支援

◆自衛隊法改正案

在外邦人の救出や米艦防護ができる

◆武力攻撃事態法改正案

集団的自衛権行使の要件を明記

集団的自衛権行使

◆PKO協力法改正案

PKO以外の復興支援活動を可能に。駆けつけ警護も認める

駆けつけ警護

◆重要影響事態法案

周辺事態法を改正。日本周辺以外でも、米軍や他国軍を後方支援

支援

◆船舶検査活動法改正案

重要影響事態で日本周辺以外で船舶検査ができる

◆米軍等行動円滑化法案

集団的自衛権を行使する際の米軍や他国軍への役務提供を追加

◆特定公共施設利用法改正案

日本が攻撃された際、米軍以外の軍も港湾や飛行場などを利用可能に

◆海上輸送規制法改正案

集団的自衛権を行使する際、外国軍用品の海上輸送規制を追加

◆捕虜取り扱い法改正案

集団的自衛権を行使する際の捕虜の取り扱いを追加

◆国家安全保障会議(NSC)設置法改正案

NSCの審議事項に集団的自衛権を行使する事態などを追加

【法制の構成】

- 新法「国際平和支援法」と、既存の10の有事関連法の改正を束ねた「平和安全法制整備法」との2本立て。
- 法制の中には、自治体や市民の「協力」に関わる条項がすでに含まれている。
- 今回の改正でそれらの内容自体に大きな変化はないが、法律の目的の変更・拡大により、これらの条項の意味やその影響にも変化が生じることになる。

1. 安保関連法制の構成と 市民・自治体の「協力」

安保・有事法制の全体像 (別紙)

■ 自治体や市民の協力に関する規定

- 「部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする」(自衛隊法86条)
- 「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」(自衛隊法9条)
- 「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」(重要影響事態安全確保法(旧・周辺事態法)9条)

- 「**地方公共団体は、**・・国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、**武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する**」(武力攻撃事態対処法5 条)
- 「国、地方公共団体及び指定公共機関が、**国民の協力を得つつ、相互に連携協力**」(武力攻撃事態対処法3 条)
- 「**国民は、**国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、**必要な協力をするよう努めるものとする**」(同8 条)

■ 都道府県は協力を求められるだけではない

- 「都道府県知事は、防衛大臣・・・の要請に基き、病院、診療所その他・・・施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる」(自衛隊法103条)

→つまり、動員や収用の「主体」でもある

■「緊急事態」権的な条項もある

内閣総理大臣に以下の権限を付与

- 「特に必要があると認める場合に、関係する**地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示**」
することができる」(武力攻撃事態対処法15条)
- 「**自ら**あるいは所掌大臣を指揮し、地方公共団体などが実施すべき当該対処措置を**実施**することができる」(同)
- 「武力攻撃事態において、特定合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋を緊急に必要とする場合において、・・(それが適正で合理的で不可欠な場合) **当該土地等を使用**」(米軍等行動円滑化法15条)
- 防衛大臣による「**電気通信設備の使用**」に関する「**必要な措置**」も規定(自衛隊法104条)

- 「特定公共施設利用法」:

「事態」の対処のための「施設」の利用にあたって自治体首長などの管理者の「許可取り消しの権限」を明記(8条)

一方で、その取り消しによって「対処措置が確保されない場合」に国が管理者の裁定を「取り消し・変更」させることができると規定(9条)

※この法律で言う「施設」は、建物や空港・港湾にとどまらず、道路・海域・空域、さらには「電波」まで及ぶ幅広い概念として規定

これまでは

- これらの条項は発動されることはなかった
- しかし

集团的自衛権行使容認に伴う法の目的や「事態」の考え方の変更や追加に伴い、その発動の現実性や危険性も当然高まるはず。

「平時」への影響

- 「日米両政府は、・・相互の**後方支援**（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない）を強化する。・・日本政府は、**中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する**」（日米ガイドライン「後方支援」）
- 「日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、**民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する**。日米両政府は、**施設・区域の共同使用における協力を強化する**」（同「施設の使用」）

- 「日米両政府は、施設・区域の共同使用を強化し・・・民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する」(同「平時からの協力措置」)

※参考【港湾案内(Port directory)】

- ✓ 1980～90年代、米海軍は太平洋全域の約170の港湾施設(そのうち27港が日本の港湾)を調査していた(核軍縮国際コーディネーターの梅林宏道氏がアメリカの情報公開法を使って入手)。
- ✓ この資料には、各港の正確な位置、艦船収容能力(埠頭のサイズや設備、港湾労働者の勤務時間、給水・給油など)、その地域の自然・歴史、医療機関のベッド数やスタッフの状況、通信、麻薬や売春に関する情報までが記載。
- ✓ つまり、軍事作戦を成り立たせるのは、文化や戦闘時の傷病対応まで含めた広範に渡るものであり、それは私たちの市民生活と密接な場所にまでに及ぶ。

- 今回の自衛隊法の改正においても、「平時」でも米軍防護のための自衛隊の武器使用が認められるという大きな改変が加えられた。
- 自衛隊艦船が平時からの「防護」やその結果としての戦闘の当事者となれば、当然にも自衛隊艦船も、米軍の敵対勢力からは攻撃対象となり得る（実際の戦闘行為に至っていない現時点においても）。
- 米軍や自衛隊の出撃拠点である港湾やその周辺施設・住民のリスクも高まることを認識する必要がある。
。

自衛隊の米艦防護・民間港湾の軍事利用



- 国内民間港で、紛争当事者への支援業務の中で敵対勢力の攻撃に巻き込まれても、国際法上文句は言えない。自ら当事者になればなおさら。
- 米軍艦船は敵対勢力の憎しみの対象となっている。2000年、イージス駆逐艦「コール」がイエメンのアデンに停泊中、爆発物を積んだイスラム武装勢力の小型船(給水船を装う)が激突、米兵17名死亡。
- 米軍艦船だけでなく、それを護衛する自衛隊艦船、それらの母港や寄港地にも危険が拡大することになる。

現行でも、米軍艦船の国内港湾入港は 自治体・民間の支援・協力で支えられている。



↑ ↓ 1998年小樽 インディペンデンス入港時



■ 1隻の艦船の入港でも、以下のような多種多様な支援業務が発生している。

- 関係官庁への申請・調整
- 綱取り放し手配・タグボート・台船等
- 給水・食糧・燃料補給
- 電話回線設置
- ゴミ・屎尿処理
- 乗員のタクシー・バス手配
- テロ対策（フェンス用ブイ・ゲート内遮蔽用バルーン等設置）

以上見たように

- すでに、「平時」である現時点においても、市民生活への危険性や後述する国際法の観点の重要性も意識されないまま、自治体の現場で港湾の軍事利用、自衛隊員などの募集のための名簿提供など、「軍事」への協力は漫然と進められている。
- 「事態」が発動される時だけでなく、有事・安保法制は日常から市民や地域を軍事に巻き込んで行くことになる。

2. 安保有事法制と 「地方自治」「基本的人権」

憲法が課している「制約」

- 安保・有事法制の中で「法定受託事務」として自治体に義務付けられているのは、自衛隊員募集（自衛隊法）と国民保護計画の策定（国民保護法）のみ。
- その他の多くの関連法の規定では、自治体や市民の「協力」は「責務」「努め」などの表現にとどまっている。
- 武力攻撃事態対処法3条でも「日本国憲法 の保障する国民の自由と権利」を尊重し、「制限が加えられる場合にあっても・・・必要最小限」「公正かつ適正な手続」「（情報について）適時かつ適切な方法で国民に明らかに」等とされている。

- これらを過小評価すべきではない。現政権が「緊急事態条項」にこだわっている点も、まさに憲法と有事法体系のぎりぎりの対抗関係があるからだと言える。
。
- 「法定受託事務」以外の自治体の「責務」「努め」「協力」については、自治体としての主体的判断、選択の余地があり得るはず。
- その観点で考えると、「国民保護法（計画）」への反対運動は適切だったか？についても振り返る必要がある。

国民保護法(計画)への反対運動

- 当時、有事法制の一環としての「保護計画」が目に見える形で現れることとなったため、平和運動側は各自治体に「国民保護計画を策定するな」という活動を展開
- 有事法制に批判的な上原公子・東京都国立市長(当時)や小池清彦・新潟県加茂市長も保護計画の策定を拒否。
- しかし、計画の策定は「法定受託事務」であり、それを拒否する選択肢は狭く、仮に計画を策定しない場合、国が代執行することも制度上可能。
- 抵抗の形態は多様であるべきではなかったか。例えば、保護計画の中に国際法などの視点から批判的問題提起など。

- 保護計画だけに目を奪われるべきではなかった。
- 有事法制全体の中で漠然と規定されている自治体や市民の「協力」「努め」「責務」などについて、自治体として本当に協力可能なのか、可能ならどんな事態とどんな基準があり得るのか、政府と自治体・市民の利害が対立・衝突した時にどのような対応を追求するのかーといった議論を深めるべきだったのではないか。
- 法定受託事務ではないのだから、むしろこうした規定の方に、自治体の裁量権の余地が広がっているはず。
- この点での自治体の裁量の拡大こそ、憲法が私たちに保障している民主的空間のひとつ。

「法定受託事務」でさえ主体的判断も可能

- 鳥取県下市町村などは、国民保護計画を策定した上で可能な限り市民の安全と権利を守るための具体的な記述を書きこんだ。例えば以下。
 - ✓(有事においても)「憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重する義務がある」とした上で、「生存権」「奴隷的拘束からの自由」「思想・良心の自由」「集会・結社・言論・出版の自由」「国家賠償請求権」「外国移住・国籍離脱の自由」等を憲法の根拠条項とともに具体的に明記。
 - ✓「啓発」として「国際人道法、有事における民間人の保護」を挙げ、「強制措置」と「任意の協力に限られる事項」の区別を明記。

- 被爆地広島・長崎の国民保護計画への対応は異なったが、以下のようにいずれも主体的な姿勢と判断を示した
 - ✓ 広島市：被爆を想定した計画を策定することによって国の計画の非合理性を批判、「被爆を避けるには核兵器廃絶の道しかない」と計画の中で訴えた。
 - ✓ 長崎市：「国が被爆想定を示さない限り被爆対策の計画は策定できない」とし、計画の中で「国に対して、諸外国との友好に努め、最大限の外交努力を尽くすことを強く求めるとともに、非核三原則を法制化し、唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた国際世論の形成に主導的役割を果たされるよう繰り返し訴え続ける」と明記した。

とはいえ

- 集団的自衛権行使容認の閣議決定の経緯などを見れば、「解釈」によってこのような憲法の制約さえ突破される可能性や危険性もあることにも注意が必要である。
- 地方交付税や補助金・交付金などを国が恣意的に配分・運用することにより、自治体に対して政策的に誘導・強要するような事務も多数ある。
- 「協力要請」「協力を努める」といった表現にとどまっていたとしても、同様の事態が生じる可能性も想像に難くない。

3. 国家と自治体・市民の対立

「立憲主義」の背景

- 「立憲主義」は、そもそも市民を国家の権力から守るため確立された概念。
- その歴史的な経緯から考えても、「国」の利害と、「自治体」や「市民」のそれとはしばしば衝突・矛盾するものだということは、何度でも確認する必要がある。
- まず、その象徴的エピソードを紹介する。

大戦末期の新潟と「原爆疎開」

TO: General Carl Spaatz
Commanding General
United States Army Strategic Air

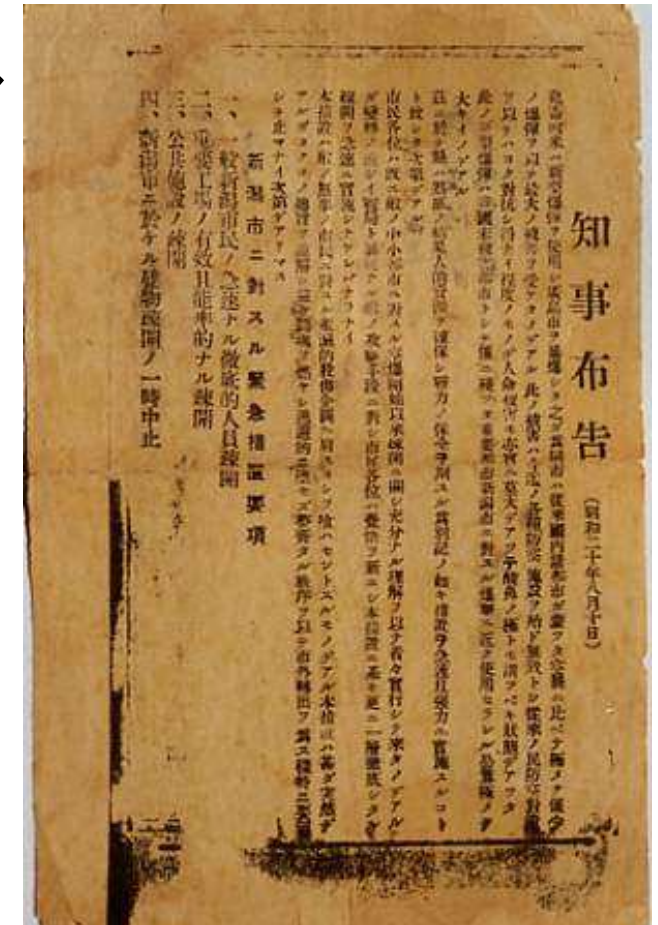
新潟は広島・長崎・小倉と並んで
原爆投下目標候補地だった

1. The 509 Composite Group, 20th Air Force will deliver its first special bomb as soon as weather will permit visual bombing after about 3 August 1945 on one of the targets: Hiroshima, Kokura, Niigata and Nagasaki. To carry military and civilian scientific personnel from the War Department to observe and record the effects of the explosion of the bomb, additional aircraft will accompany the airplane carrying the bomb. The observing planes will stay several miles distant from the point of impact of the bomb.

- 大戦末期、新潟港は本土決戦に備えた大陸からの引き揚げ物資などの集積港となり、その守備のための兵力も増強された。
- 米軍の攻撃目標となり、45年5月以降、終戦まで少なくとも130名が犠牲、同年7月、原爆投下候補地のひとつとしてリストアップ。
- 8月6日・9日と広島・長崎に「新型爆弾」投下。「次の目標候補地が新潟であるらしい」との情報を受け、新潟県は職員を派遣、内務省に出向いて情報収集。
- 「新潟が次の『新型爆弾』の候補地になっている」こと、「内務省は新潟市民の疎開に反対の意向」が報告され、県幹部の緊急会議が開催、**激論の末、「徹底的かつ緊急の疎開」を決定、畠田知事(当時)による疎開命令が発令、実施**に移され、新潟市はほぼ無人状態で15日の終戦を迎えた。

このエピソードから学ぶ教訓

- 軍事力の増強や軍事的役割の増大が、かえって危険を高める可能性がある。
- 国家の利害と市民の平和や安全とはしばしば対立・矛盾する。
- 戦前の抑圧的・統制的な政治体制の下(当時女性に参政権はなく、知事は官選)でも、市民に最も近い自治体は、国の判断に逆らってでも市民を守ろうとした。



<補足>

当時定められていた「防空法」は、避難よりも消火や救護など被害拡大を防ぐことに力点が置かれ、「退去禁止」も発動。爆撃・空襲の危険から目を背け、人命軽視・国土防衛優先の姿勢が表われている。

広島でも警防団員、防空監視、医師、看護婦らは市外への疎開を禁じられて防空救護に従事することを強制。内務省の「新潟市民の疎開反対」の意向も、当時のこうした考え方が背景にあると考えられる。

4. 国際法の観点から安保・有事 法制を見る

1949年8月、第二次大戦の反省に基づき、「戦争犠牲者の保護のための国際条約決定のための外交会議」において四つの条約が採択。

ジュネーブ条約

【基本四条約】

- 第一・第二条約:地上と海上における「傷病兵の保護」
- 第三条約:「捕虜の待遇」
- 第四条約:「戦時における文民の保護」

【追加議定書】

- その後の紛争の多様化、内戦や植民地独立紛争などの経験を踏まえ、「基本四条約」を補完する形で、1977年、第一及び第二追加議定書が定められた。

【日本の対応】

- 日本は当初、基本四条約のみを批准していたが、有事法制の制定にあたり二つの追加議定書も批准。

【周辺関係国の対応】

- 対岸諸国は全て加入済み。
- 米国は2本の追加議定書に未加入。

「戦時国際人道法」とは

「1949年のジュネーブ四条約」

+

「1977年の追加議定書」

+

他の様々な条約や慣習法

これらの総称（広義）

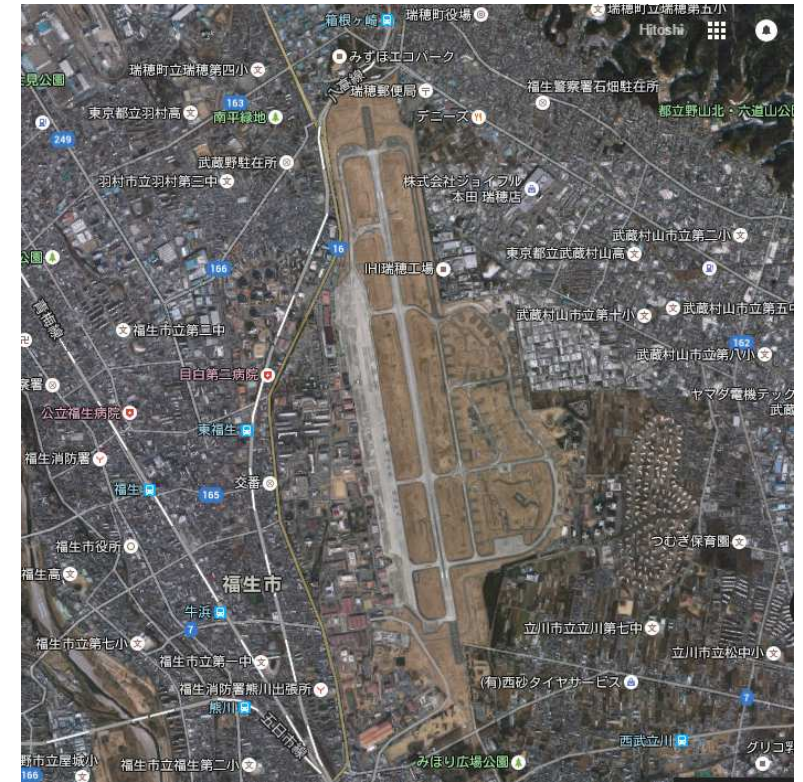
国際法の視点は反映されているか？

- 有事法制の一部をなす「国民保護法」(今回の改正対象からは除外された)や保護計画には「国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保」等と明記しているが・・・
- 赤十字標章の取り扱いや一般的な「高齢者・障害者の保護」「安否情報の取り扱い」などに限られている。
- 戦時における「文民保護」の本質的な理念の反映や具体策は一切無く、「**軍事的リスクからの市民の退避や隔離**」という概念が全く欠如している。

「軍民分離」の観点の欠如

日本赤十字社戦時国際人道法担当者発言(要旨)
(於2006.3新潟県国民保護計画電子会議室)

- 「ジュネーブ条約は、住民を被害から守るために、攻撃される側にも予防的措置を要請している。自衛隊施設に隣接して住民の居住地域が密集している現状が随所に見られるが、これは明らかに国際人道法の原則に反する」
- 「自衛隊に住民等の避難への協力を求める動きが各自治体で見られるが、こうした考え方は国際人道法の基本原則に反する疑いがある。人道法の基本原則は、軍隊や軍事施設と文民・民間施設とを明確に区別し、文民や民間施設を攻撃の巻き添えから防ぐことにある」



- ジュネーブ第四条約では、傷病者、老人、児童などを戦争の影響から保護するための「安全地帯」(14条)、文民を戦争の危険から避難させるため「中立地帯」(15条)、「戦争孤児や離散児童の保護、中立国への一時収容等」(24条)などがある。
- こうした概念や規定も、国民保護法や計画ではまったく言及されていない。
- 安保法制制定に伴い、自衛隊の活動が拡大し、他の国や勢力との緊張や衝突の可能性が高まる中で、本来の「国民保護」の趣旨から言えば、国民保護法は上記で示したような国際法の観点などからむしろ強化されなければならないはず。
- 改正の対象外となったという経緯から見ても、安倍政権の国民の安全に関する関心の低さが表われている。

5. 自衛隊地方協力本部による 中3個人情報「提供依頼」問題－ その背景と本質

自衛隊地方協力本部による 住基台帳閲覧・提供依頼

中3の個人情報、市町村に依頼 陸自学校生徒募集で

2014年11月17日 10時00分

シェア 333 ツイート list ブックマーク 15 メール 印刷

自衛隊の地方協力本部が、中卒生が入学する「陸上自衛隊 高等工科大学」(神奈川県 横須賀市)の今年度の生徒募集に際し、中学3年生の個人情報を出すよう全国の市町村に依頼していたことがわかった。18道県の21協力本部が、500以上の市町村に依頼。うち約200市町村が実際に氏名や住所などの情報を提供していた。生徒募集のための情報提供依頼は自衛隊法で認められておらず、防衛省は各地方協力本部に是正するよう通達を出す方針。

防衛省によると、全国に50ある協力本部のうち21本部が、来年度に陸自高等工科大学に入学する生徒募集のため、各市町村に情報提供を依頼。同校の生徒募集のダイレクトメールを郵送するのが目的で、提供された個人情報は数万人分にのぼるとみられる。

各地の協力本部が自衛官募集の目的で、高校3年生の氏名、住所、性別、生年月日の情報提供を市町村に求めることは、自衛隊法で認められている。高等工科大学の生徒も当初は「自衛官」として扱われていたが、09年の自衛隊法改正で「生徒」扱いに変更された。しかし、一部の地方協力本部は法改正後も、対象外の中学生についての情報提供を市町村に求めていたとみられる。

一方、協力本部の一部は法改正を受け、各市町村で住民基本台帳を閲覧するなど適法な手段で、中学3年生の個人情報を入手しているという。

一連の不適切な情報提供依頼については、阿部知子衆院議員(無所属)が防衛省側に指摘。同省は今後、情報提供した市町村に謝罪し、各協力本部に法に沿った対応を取るよう指示する。同省人材育成課は、朝日新聞の取材に対し「生徒募集のためだったが、方法が不適切だった。法改正後の手順を徹底しておくべきだった」としている。

- 2014年11月、自衛隊地方協力本部が中3個人情報を自治体に「提供依頼」していたことを報じる記事。
- 何が問題だったか？

まず、住民基本台帳関係手続を確認

- 「国又は地方公共団体の機関」に対し、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、住民基本台帳の閲覧を認めている（住基台帳法11 条第1項）。
- 自衛隊法第29 条で「地方協力本部においては、・・・自衛官の募集その他防衛大臣の定める事務を行う」としている。この29 条の「事務」に基づき、上記住基台帳法11 条に規定される「閲覧」の申請と受付がなされている。
- この仕組みまでは、他の官公庁と同様。

自衛隊関係では特殊な規定が上乗せ

- 「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」(自衛隊法97 条)
- 「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、**必要な報告又は資料の提出を求めることができる**」(自衛隊法施行令第120 条)－他の官庁よりも特権的な権限。
- これが自衛官の適齢者情報の(「閲覧」ではなく)「提供」を各自治体に求める法的根拠。複数の自治体が「閲覧」ではなく該当適齢者の情報を紙や電子媒体で「提供」してきた。

ところが

「陸上自衛隊高等工科学校」と国際法との齟齬

- 自衛隊は旧来、高校在学年齢（最年少15 歳～最年長18 歳）に相当する専門学校「陸上自衛隊高等工科学校」を有し、**在學生は「自衛官」の身分**だった。
- しかし、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（日本は2004 年批准）や「子どもの権利条約」においては、**18 歳未満の少年を紛争時の敵対行為に参加させることを厳しく制限**している。
- 学校の生徒の身分を、紛争における敵対行為に参加する可能性がある「自衛官」のままとすると、**国際法との齟齬**が生じる。

(参考)

<子どもの権利条約38条>

- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

<武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書>

- ・18 歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる

そこで

- 日本政府は国際法との整合性を図る必要性から、2003 年からの有事法制整備に伴い、18 歳未満の生徒を「自衛官」から「生徒」（ただし、「自衛隊員」としての身分はそのまま）とする法改正を行なった。
- 学校の生徒が「自衛官」ではなくなったため、**中3 生徒**に対しては先に示した特権的な規定に基づく「自衛官」募集のための住基情報の「**提供**」要請ができなくなり、この時点で一般的な行政機関と同等の「**閲覧**」で対応しなければならなくなった。
- ところが全国のいくつかの協力本部では徹底されず、従前通り「**提供**」を求めている。

新潟市長 殿

自衛隊新潟地方協力本部



適齢者情報の提供について（依頼）

自衛官の募集については、平素よりご協力を賜り、お陰様をもちまして、毎年優秀な隊員を確保できているところですが、これも、関係各位の自衛隊に対する深いご理解、ご協力のたまものであり、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、市町村長各位におかれましては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条の規定に基づく法定受託事務として、自衛官の募集事務の一部を行うこととされております。このため、防衛省としては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、防人育第7044号（25. 5. 23）「自衛官募集等の推進について（依頼）」により、適齢者情報の提供についてご依頼申し上げているところでございます。

本年度につきましても、次に該当する適齢者に関する情報の提供をお願い申し上げます。

- 1 平成8年4月2日から平成9年4月1日までの間に生まれた者
- 2 平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた者

なお、提供いただく適齢者情報につきましては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の四つの情報をお願い申し上げます。

その際できましたら、紙媒体での提出いただけると幸いです。紙媒体での情報提供が困難な場合につきましては、出来る範囲でのご提供をお願い申し上げます。

また、提供いただいた個人情報、防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令」及び「防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）」に基づき厳正に管理致します。

今後とも、自衛官募集に関するご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- この問題は、自衛隊による住基情報収集に関する質問主意書（衆院・阿部智子議員）のやりとりの中で、偶然判明。
- 新潟市に申請された「情報提供依頼」文書（情報公開請求で入手）が「証拠」となった。
- 当初防衛省側はこの事実を把握しておらず、各協力本部が「適切に」「閲覧」で対応していたものと思い込んでいたことも明らかになった。

- 政府答弁書：「御指摘を踏まえ、調査を行ったところ、
・・・市町村の長に宛てた依頼文書において、中学生
についての・・・資料の提出を依頼しているものがある
ことが判明」「当該情報に関する資料の提出を依頼
することは適切ではない」「今後、当該情報を適切に
入手（中山註：提供依頼ではなく閲覧によって）するこ
とを徹底」（2014/10/24）
- その後、協力本部は各地の自治体に「おわび」の文
章を送付または持参。

（参考）不適切な運用を行っていた協力本部：

札幌、旭川、函館、帯広、岩手、宮城、山形、福島、
栃木、埼玉、新潟、長野、兵庫、山口、香川、佐賀、
長崎、大分、宮崎、鹿児島

しかし

- 「提供」であれ、「閲覧」であれ、結局自衛隊側は名簿を入手する。「個人情報保護」の観点だけでは制度上限界がある。
- 「海外での戦闘行為に参加する可能性その予備的教育機関の募集のために個人情報を無批判的に提供または閲覧させることは問題」だとする主張はもちろん正当性があるが、残念ながら法的にはそれを阻止することは困難。

だが、重要な本質も見る必要がある

- ① 工科学校生徒の身分を変更したことに見られるように、安保・有事法制も国際法による制約と無縁ではない(平和運動よりも政府の方が敏感ですらあったと言える)。
- ② 国(出先機関)は法の運用を間違っていた。
- ③ その間違った運用に基づき、協力を要請された自治体側も漫然と対応していた。
- ④ 国は出先機関が間違った運用を行なっている事実も知らず、質問主意書と情報公開という民主的制度の活用によって、初めて(かろうじて)明らかになった。
- ⑤ 答弁の訂正・「おわび」文書配布の経緯、手続きの変更は、「軍事」もまた法によって縛られていることを政府自ら実証した。

さらに考えると

- 今回は住基名簿の問題だったが、特に有事や安保に関わるもっと重要な問題の場合、法の運用や根拠があいまいなまま、国自身が間違っている事さえ気づかずに、国民や自治体に協力要請や指示命令を下してしまう可能性がある。
- 特定秘密保護法の問題がそれを加速しかねない。
- 自治体側も、当事者として安保有事法制への熟知、国際法や人道法の理解が無いと、漫然と市民を危険な協力活動に従事させてしまう可能性があることにも留意が必要。

再確認:「法の支配」「立憲主義」の重要性

- 「私たちは米軍が日本の法律を無視して勝手気ままにふるまっている、とつい考えがちだが、例えば米軍機が日本の航空法を無視して違法な飛行をしているのは、米軍機を航空法の適用外とする『航空特例法』という法律を『守る』ことでその特権を得ている」
(「非核市民宣言平和運動」が発行したパンフ「米海軍はなぜ謝罪したのか」)より
- 政府の「強権」「暴挙」の本質をつくことは重要だが、私たちにも、その具体的な中身と限界、また国際法などとの整合性を具体的に把握する必要性が求められていると言える。

関連してもうひとつエピソード：

＜自衛隊が中学校向けトイレトペーパーに勧誘文
批判で回収＞

(毎日新聞 2015/10/8)

- 「自衛隊滋賀地方協力本部(滋賀地本、大津市)が、自衛官の募集案内を印刷したトイレトペーパーを滋賀県高島市内の**中学校**全6校に配布していたことが分かった。保護者などから『不愉快だ』と批判が寄せられたため、回収したという。」(以下略)
- 「不愉快」のレベルではなく、**国際法違反**。その観点は報道には見られず、いち早く報じた「赤旗」にも見られなかった。
- **教育現場も認識不足。**



まとめ：

市民や自治体の「協力」と今後の課題

- 安保・有事法制にはすでに自治体や市民の協力などについて定めており、中には政府の強権的な権限を規定し、地方主権や基本的人権などの観点で重大な問題となる条項も含まれている。
- 市民や自治体への影響やリスクはきわめて具体的であり、私たち市民や私たちが住む地域は安保・有事法制の当事者でもある。
- すでに安保・有事法制と憲法との緊張関係と対立も具体的な形で進んでいる。
- 市民や自治体・議会関係者も、当事者として、国際法の観点や法制度の具体的な問題点に関する検討や議論を深める必要がある。